



世界8資産ファンド 分配コース  
愛称：世界組曲  
追加型投信/内外/資産複合

分配金に関するお知らせ

- 2017年4月10日の決算において、利子・配当等収益等の水準、基準価額的水準および市場動向等を勘案し、分配金額（1万口当たり、税引前）を20円と決定いたしました。

分配金実績（1万口当たり、税引前） 設定来

決算期	第3期	第4期～第6期	第7期～第44期	第45期～第63期
決算日	2006年10月10日	2006年11月8日 ～2007年1月9日	2007年2月8日 ～2010年3月8日	2010年4月8日 ～2011年10月11日
分配金額	30円	各40円	各50円	各25円
決算期	第64期～第106期	第107期～第128期	第129期	分配金累計額 (設定来)
決算日	2011年11月8日 ～2015年5月8日	2015年6月8日 ～2017年3月8日	2017年4月10日	
分配金額	各18円	各35円	20円	
				4,089円

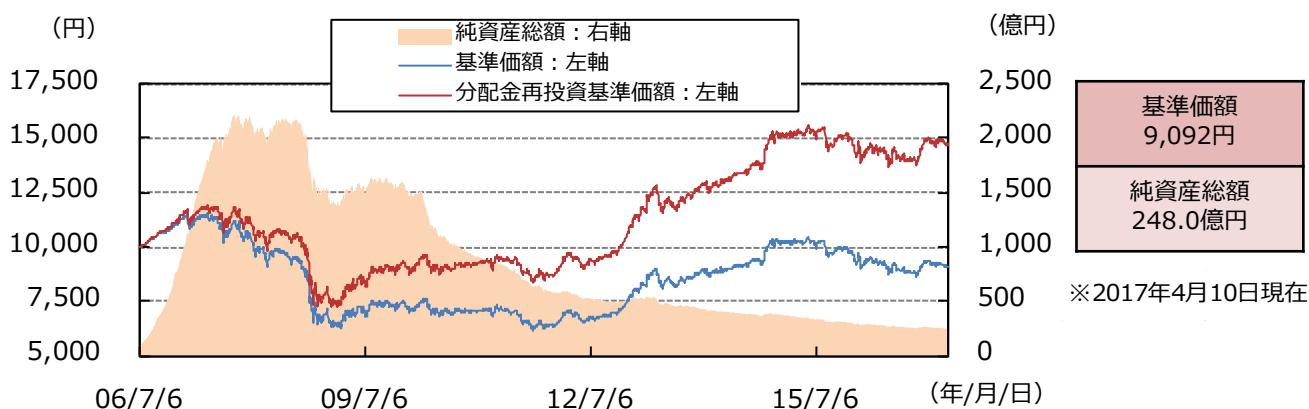
※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

騰落率（税引前分配金再投資） 基準日：2017年4月10日

1か月	3か月	6か月	1年	2年	3年	設定来
-1.07%	-1.59%	4.75%	2.79%	-3.83%	13.36%	47.51%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

運用実績（期間：2006年7月6日（当ファンド設定日の前営業日）～2017年4月10日）



※当ファンド設定日の前営業日の当初元本（1万口につき1万円）を起点とする推移。基準価額および分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。分配金再投資基準価額は「決算時に収益分配があった場合に、その分配金（税引前）をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率」に基づく当ファンドの1万口当たりの基準価額を表します。

出所：アセットマネジメントOne

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

※最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ファンドの特色

◆ 世界8資産ファンドには、下記3本のファンドがあります。

● **世界8資産ファンド 安定コース**

世界の資産および地域（通貨）へ広く分散投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指します。

● **世界8資産ファンド 分配コース**

世界の資産および地域（通貨）へ広く分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

● **世界8資産ファンド 成長コース**

世界の資産および地域（通貨）へ広く分散投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

### 1 世界の8つの資産へバランスよく分散投資を行います。

- ◆ 国内債券、海外債券、エマージング債券、国内株式、海外株式、エマージング株式、国内リートおよび海外リートに分散投資を行い、安定的な投資成果を目指します。
- ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 2 3つのコースがあり、いつでもスイッチング（乗換え）が可能です。

- ◆ 8つの資産への基本配分比率と収益配分方針が異なる3コース（『安定コース』、『分配コース』、『成長コース』）があります。
- ◆ 3コースは、購入後もお客さまのご要望に応じて、スイッチング（乗換え）ができます。

※販売会社によっては、一部のファンド（コース）を取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際には、換金（解約）時と同様に信託財産留保額（1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

**【配分方針】** 収益の配分方針は、各ファンドにより異なります。

● **安定コース** ● **成長コース**

毎決算時（毎年5月8日および11月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、収益分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準、基準価額的水準および市場動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

● **分配コース**

毎決算時（毎月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、収益分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 収益分配金額は、原則として安定した分配を継続的に行うことを目指し、利子・配当等収益等の水準、基準価額的水準および市場動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※分配コースでは「原則として安定した分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額的水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※各ファンドの収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

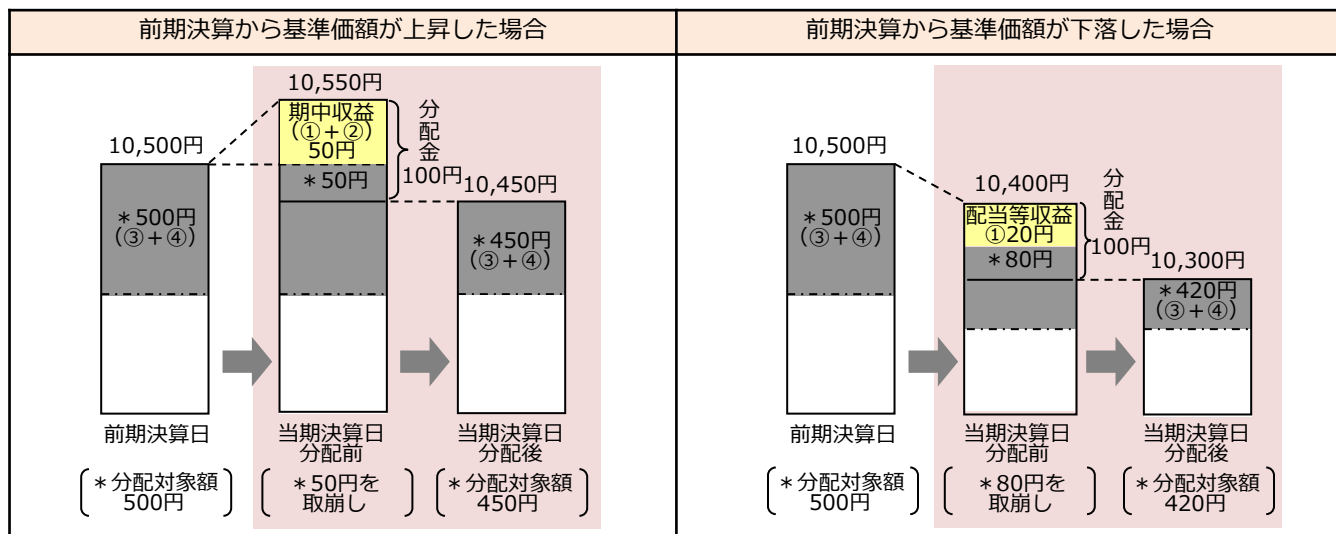
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



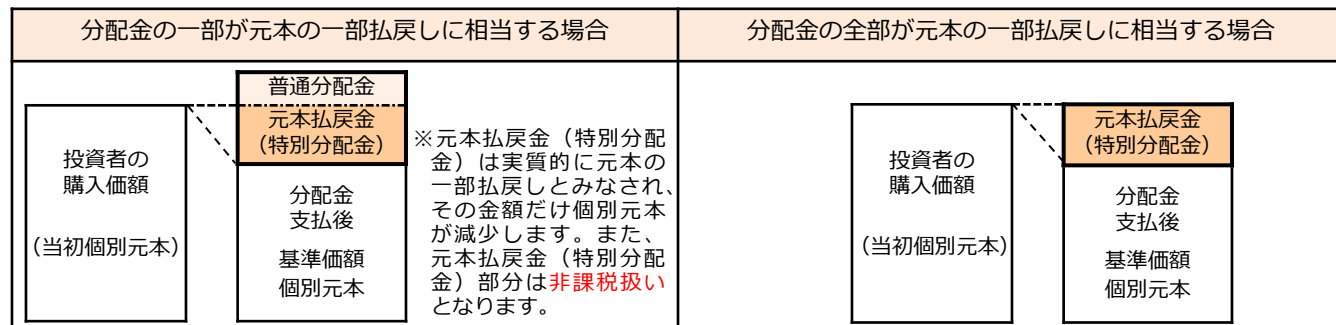
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）だけ（特別分配金）減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

**基準価額の変動要因**

各ファンドは、公社債、株式および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

<b>資産配分リスク</b>	各ファンドは、世界の公社債、株式および不動産投資信託証券に資産配分を行いますが、収益率等の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各ファンドの基準価額が下落する場合があります。
<b>株価変動リスク</b>	各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
<b>金利変動リスク</b>	一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
<b>不動産投資信託証券（リート）の価格変動リスク</b>	各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<b>カントリーリスク</b>	各ファンドの投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<b>為替変動リスク</b>	各ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

**その他の留意点**

- ◆ 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

**お申込みメモ**

&lt;詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。&gt;

購入・換金のお申込み	販売会社・委託会社の休業日を除き、原則として、いつでもお申込みになれます。
購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示しています。自動けいぞく投資コースの収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。)
換金単位	1口単位 ※上記の換金単位は、販売会社における標準的な換金単位です。販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。 ※なお、上記の時間以前にお申込みが締め切られる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求等には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。
信託期間	無期限（2006年7月7日設定）
繰上償還	約款所定の信託終了事由が生じた場合には、信託を終了（繰上償還）させることがあります。
決算日	〈安定コース〉・〈成長コース〉 毎年5月8日および11月8日（休業日の場合は翌営業日） 〈分配コース〉 毎月8日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※ 「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

**お客さまにご負担いただく手数料等について**

購入時					
項目		費用の額・料率			費用の概要
購入時手数料		購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の <b>上限は3.24%（税抜3%）</b> です。			商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
スイッチング手数料		販売会社が別に定める手数料（なお、換金時と同様に信託財産留保額（換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。）			-
換金時					
項目		費用の額・料率			費用の概要
信託財産留保額		1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額			-
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）					
運用管理費用（信託報酬）					
項目		費用の額・料率			費用の概要
運用管理費用（総額）		安定コース	分配コース	成長コース	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
		<b>年率1.08% （税抜1.00%）</b>	<b>年率1.188% （税抜 1.10%）</b>	<b>年率1.296% （税抜 1.20%）</b>	
配 分 （ 税 抜）	（委託会社）	年率0.50%	年率0.55%	年率0.60%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	（販売会社）	年率0.45%	年率0.50%	年率0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	（受託会社）	年率0.05%	年率0.05%	年率0.05%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
【運用再委託会社および運用助言会社への報酬】					
各運用再委託会社が受け取る各ファンドにかかるマザーファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、運用の対価等としてマザーファンドの信託財産の純資産総額に応じ、別に定める報酬率を乗じて計算される金額を、マザーファンドにおける各ファンドの出資比率に応じて按分した額とし、各ファンドの委託会社が受け取る運用管理費用から支払期日毎に支払われます。					
マザーファンド		別に定める報酬率			
エマージング債券マザーファンド		上限年率0.60%			
エマージング株式マザーファンド		上限年率0.83%			
海外株式マザーファンド、国内リートマザーファンド、海外リートマザーファンドにおいて活用する、投資助言契約に基づく情報提供に対する各運用助言会社への報酬の支払いは、委託会社が行うものとし、信託財産中からは支払いません。					
その他の費用・手数料					
主な項目		費用の概要			
信託財産に関する租税		有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等			
監査費用		監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用			
信託事務の処理に要する諸費用		事務処理にかかる諸経費			
外国における資産の保管等に要する費用		外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用			
組入有価証券の売買時の売買委託手数料		有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料			
※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。					
※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。					
※上場投資信託（不動産投資信託証券）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（不動産投資信託証券）の費用は表示していません。					

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

**ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況**

<b>委託会社</b>	<b>アセットマネジメントOne株式会社</b> 信託財産の運用指図等を行います。 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号 加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ○ホームページアドレス <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a> ○コールセンター 0120-104-694（受付時間：営業日の9：00～17：00）
<b>受託会社</b>	<b>みずほ信託銀行株式会社</b> 信託財産の保管・管理等を行います。

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

コース名	販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
○	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
○	カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○		
○	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
○	野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
○	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○		
○	むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○			○	
○	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
○	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○		
○	株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○				
○	株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第2号	○				□
○	株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第40号	○		○		□
○	株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第3号	○				□
○	株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○		○		
○	株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
○	株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第11号	○				□
○	株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○		○		□

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※表中のコース名の安定、分配、成長は各々、世界8資産ファンド 安定コース、世界8資産ファンド 分配コース、世界8資産ファンド 成長コースを示しています。

※備考欄の「□」は、現在、各ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

各ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が各ファンドへの投資に関してご判断ください。

**当資料のご利用にあたっての注意事項**

- 当資料は、アセットマネジメントOne（以下、当社といいます。）が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数字および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。
- 投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。